

和歌山大学 研究データ管理・公開・利活用ガイドライン

研究データ管理検討ワーキンググループ

令和 8 年 8 月 1 日 学長裁定

1. まえがき

1.1 背景

2013 年の G8 科学技術大臣会合において、研究データのオープン化を確約する共同声明が調印されました。そこで内閣府が中心となってオープンサイエンス推進の議論が始まり、2021 年に「機関リポジトリを有するすべての大学・大学共同利用機関法人・国立研究開発法人において、2025 年までに、データポリシーの策定率が 100%になる」という目標を掲げた「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」が閣議決定されました。

また、2024 年 2 月には「学術論文等の即時オープンアクセス実現に向けた基本方針」を統合イノベーション戦略推進会議が策定しました。そこでは公的資金のうち 2025 年度から新たに公募を行う即時オープンアクセスの対象となる競争的研究費を受給する者に対し、該当する競争的研究費による学術論文及び根拠データの学術雑誌への掲載後、即時に機関リポジトリ等の情報基盤への掲載を義務づけています。

このようなことから、和歌山大学では「研究データ管理検討ワーキンググループ」を組織して、「和歌山大学 研究データ管理・公開ポリシー」とそれに基づく「和歌山大学 研究データ・管理・公開・利活用ガイドライン」を策定しました。

1.2 位置づけ

和歌山大学（以下、本学）は、学術文化の中心として広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を研究、教授し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とし、社会に寄与する有益な人材を育成することを使命としています。この目的のもと、2025 年 5 月に、本学における研究活動により生み出される研究データについて適切に管理・保存し、公開・利活用を進める原則を定める「和歌山大学研究データ管理公開ポリシー」を策定しました。

本ガイドラインでは、「和歌山大学 研究データ管理・公開ポリシー」に準拠し、本学におけるより具体的な研究データの適切な取り扱いに関する指針を定めるものであり、本学の構成員の研究活動が円滑化され、研究成果の公開及び利活用が促進されることを目指しています。

1.3 研究データ

本ガイドラインにおける研究データとは、本学研究者の研究活動を通じて取り扱うデータのことをいいます。デジタル・非デジタルかは問いません。収集または生成したデータだけでなく、それらを解析または加工して作成したデータも含まれます。研究活動で取り扱うデータとしては「観測データ」、「試験データ」、「調査データ」、「実験ノート」、「音声・映像などの視聴覚情報」、「プログラム」、「写真」、「標本」、「史資料」、「論文」、「発表予稿」、「講演資料」、「メタデータ」、またそれらを作成するための素材などがあります。

1.4 適用範囲

本ガイドラインは、和歌山大学の構成員であって、研究に携わる者（以下、本学構成員）および本学に適用されます。本学構成員以外の共同研究者には直接的な適用はありませんが、共同研究においては、本学構成員が本ガイドラインを遵守し、データ管理や公開、利活用に関する責任をもつ必要があります。共同研究契約や秘密保持契約（Non-Disclosure Agreement（以下、NDA））などを通じて、学外の共同研究者にもガイドラインに準じたデータ管理を求めることが推奨されます。

1.5 関連する規則等

本学には研究データに関連する以下の規則等があります。

- 和歌山大学 研究データ保存に関するガイドライン

https://www.wakayama-u.ac.jp/_files/00536844/guideline.pdf

- 和歌山大学 学外より提供される情報・研究データの教育・研究活動への利活用に関するガイドライン

<https://web.wakayama-u.ac.jp/soumu/guide/gakumu/649/650/xue-wai-yoriti-gong-sareruqing-bao-detanojiao-yu-yan-jiu-henoli-huo-yong-niguan-surugaidorain>

1.6 ガイドラインの見直し

本ガイドラインは、社会や学術研究を取り巻く状況の変化あるいは法的及び倫理的要件の変化、本学の規程やポリシー等の改訂に応じて、適宜、見直しを行います。

2. 研究の準備

2.1 研究データ管理責任者の役割

研究データ管理責任者とは、研究グループ内の本学構成員のうち、研究データの管理、公開、利活用について統括的な権限と責任を有する者をいいます。研究グループの代表者である PI（Principal Investigator）が想定されます。研究グループには必ず研究データ管理責任者を配置してください。研究データ管理責任者が本学を離籍する場合には、研究データを管理する者が不在にならないよう離籍前に対策を講じてください。

2.2 研究データ管理計画（DMP）の作成

研究データ管理計画（Data Management Plan（以下、DMP））とは、研究データの保管、共有、保存等の管理計画をいいます。研究データ管理責任者は、DMP を作成し、研究グループ内で保存し、必要に応じて適宜更新する必要があります。

DMP の内容は、研究の進行状況や体制の変更、法令や規程の改訂、研究データの性質や保管方法など、状況が変化した際に適宜更新することが求められます。例えば、研究データの保管場所や共有方法、保存期間、公開の可否や方法、利活用の方針に変更が生じた場合には、DMP を見直し、最新の内容を反映させる必要があります。

3. 研究の実施

3.1 研究データの管理

研究データの管理とは、データの収集、生成、解析、加工、共有、保管、保存、破棄等、研究活動の開始から終了までの研究データの取り扱いを定め、これを実践することをいいます。例えば、収集・生成の段階ではデータの正確性や記録方法、解析・加工段階では再現性や手順の記録、共有・保管段階ではアクセス権限やバックアップ体制、保存・破棄段階では保存期間や廃棄方法の明確化が重要です。これらの内容は DMP に盛り込み、研究グループ内で共有・実践することが推奨されます。

3.2 研究データの保管

このガイドラインにおける研究データの保管とは、当該データを収集または生成した者がデータを保持し、研究活動で必要となる場合に利用可能な状態にすることをいいます。研究データの亡失を防ぐために、定期的にバックアップをとらなくてはなりません。研究データ管理責任者は、研究グループにおける研究データの保管場所を定め、DMP に記載しなくてはなりません。

バックアップの頻度や方法は、データの重要性や更新頻度、データ量に応じて決定する必要があります。例えば、日々更新されるデータであれば毎日、重要なデータであれば少なくとも週に 1 回以上のバックアップが推奨されます。

バックアップは物理的に異なる場所や異なる媒体（クラウドストレージ、外付けハードディスク等）に保管することで、災害や機器故障時のリスクを分散できます。また、研究データ管理責任者は、研究グループで利用する保管場所を明確に定め、DMP にその内容を記載する必要があります。DMP には、保管場所の選定理由やアクセス権限、バックアップの方法・頻度なども記載し、グループ内で共有・運用することが重要です。

3.2.1 ストレージサービスの利用

ストレージサービスを利用する際は、各サービスの利用規定やマニュアルを必ず確認して、データの機密性などに応じて適切なストレージを選択する必要があります。また、研究データ管理責任者は、研究グループ内で利用するストレージの種類や保管場所を DMP に明記し、定期的なバックアップやアク

セス制限の管理も徹底することが求められます。特に個人情報や機密性の高いデータを扱う場合は、よりセキュアなサービスを選択し、法令や学内規程の遵守を徹底してください。

○ 国立大学法人和歌山大学情報セキュリティ基本方針

<https://www.wakayama-u.ac.jp/aic/security/policy.html>

3.2.2 個人情報が含まれる研究データ

本学構成員は、研究データに個人情報が含まれる場合、個人情報保護法、その他の関係法令、規程等を遵守し、本学が定める個人情報の保護に関する基本方針を参照して、個人の権利利益の保護に十分に配慮してください。例えば、データの保存や共有時にはアクセス制限を設ける、匿名化や仮名化を行う、外部への提供時には同意取得や契約書の整備を行うなどの措置が考えられます。また研究データ管理責任者は、当該研究データが研究グループで適切に管理されるよう管理体制や手順を明確にし、定期的な見直しや教育を行うことが求められます。詳細については、企画課に問い合わせてください。

○ 国立大学法人和歌山大学における個人情報の保護に関する基本方針

https://www.wakayama-u.ac.jp/_files/00688680/ko_kihonhoushin.pdf

3.2.3 人を対象とする研究データ

研究データ管理責任者は、研究グループ内の本学構成員が人を対象とする研究を実施する場合、研究倫理審査を、研究開始前に受ける必要があります。研究倫理審査に関しては、本学が定める研究倫理審査に関する規程等及び Web サイト等を参照して、必要な手続きを行ってください。本学構成員は、倫理審査で承認された研究計画書の記載内容を遵守して研究データ管理を行ってください。これらの手続きや規程を遵守することで、個人情報保護や研究インテグリティの確保にもつながります。詳細については、産学連携イノベーションセンターまたは研究協力課に問い合わせてください。

○ 国立大学法人 和歌山大学 研究倫理規程

https://www.wakayama-u.ac.jp/_files/00479004/199.pdf

○ 和歌山大学研究倫理審査会要項

https://www.wakayama-u.ac.jp/_files/00478076/51.pdf

○ 研究倫理審査

3.2.4 共同研究等における研究データ

研究データ管理責任者は、研究グループ内の本学構成員が共同研究等を行う場合、共同研究申請書および共同研究契約書の内容を遵守して、研究データ管理を行ってください。なお、NDA を締結している場合、本学構成員は、秘密保持契約書の内容を遵守して研究データ管理を行ってください。

3.2.5 デジタル化されていない研究データの保管場所の決定

研究データ管理責任者は、デジタル化されていない研究データを保管する場合、当該データの特性を考慮し、デジタル化されているデータと同様に適切な保管場所を定めてください。本学構成員は、当該データを識別できるように、付番や目録作成等の手段を用いて管理された状態を維持してください。

3.3 研究データの共有

本ガイドラインにおける研究データの共有は、研究データを作成した者以外が利用可能な状態をいいます。研究データ管理責任者は、研究グループにおける研究データの共有方法を定め、DMP に記載してください。

3.3.1 研究インテグリティ確保のための研究データマネジメント

研究データ管理責任者は、研究インテグリティ確保のため、研究データを共有する際は、技術流出などに注意してください。また、研究環境の健全性及び公正性を示すために、所属機関と研究資金配分機関に対して、必要な情報の開示と必要な手続きを行ってください。なお、研究インテグリティとは、研究活動の国際化やオープン化に伴う新たなリスクに対して求められる、研究の健全性・公正性をさします。関連の深い取り組みとして、(1) 安全保障輸出管理、(2) 利益相反マネジメント等が挙げられます。

(1) 安全保障輸出管理

研究データ管理責任者は、非居住者や特定類型該当者への研究データ提供がある場合、規程等を参照のうえ、事前に事前確認シートの提出などの手続きを行う必要があります。留学生及び外国人研究者等

の受け入れ、貨物（機材等）の輸出などの機会が発生した場合も同様です。詳細については、産学連携イノベーションセンターまたは研究協力課に問い合わせてください。

○ 安全保障輸出管理

https://www.wakayama-u.ac.jp/cijr/support/export_control/index.html

○ 和歌山大学安全保障輸出管理規程

https://www.wakayama-u.ac.jp/_files/00529938/171-2.pdf

(2) 利益相反マネジメント

本学構成員は、兼業等により特定の団体に対しての経済的利益（報酬、株式、研究費等）や職務遂行責任がある、あるいは、研究データの取り扱い（提供等）が大学の教育及び研究の責任と相反する（利益相反および責務相反）場合、規程等を参照のうえ、利益相反の自己申告を行う必要があります。

○ 和歌山大学 利益相反マネジメント

<https://www.wakayama-u.ac.jp/cijr/support/conflict/>

3.3.2 デジタル化されていない研究データの共有方法

デジタル化されていない研究データを研究グループで共有する場合、当該データの特性を考慮し、デジタル化されているデータと同様に適切な共有方法を定めてください。

4. 研究成果の整理

4.1 研究データの保存

本ガイドラインにおける研究データの保存とは、研究成果としての論文の根拠データ等を研究公正に関する規程（和歌山大学研究活動の不正行為防止等規程）等に従って格納することをいいます。本学構成員は、当該規程を遵守して研究データの保存作業を適切に行い、保存を必要とする研究データを保存期間中に破棄しないでください。

研究データの保存期間中にデータを破棄してはいけない理由は、論文の根拠データ等が研究公正の観点から必要とされる場合があるためです。例えば、研究不正の疑義が生じた際や、論文の再現性を検証

する際に、根拠データが必要となります。保存期間の設定については、研究公正に関する規程や学内の関連規則、研究分野ごとの慣習を参考にしてください。

研究データ管理責任者は、研究グループにおいて保存が必要な研究データ、およびその保存方法を定め、DMP に記載してください。

4.1.1 デジタル化されていない研究データの保存方法

研究データ管理責任者が、デジタル化されていない研究データを保存する場合、当該データの特性を考慮し、デジタル化されているデータと同様に適切な保存方法を定めてください。

4.2 研究データの公開

本ガイドラインにおける研究データの公開とは、研究データを作成した研究グループ以外の者が、研究データを入手できる状態をいいます。研究データ管理責任者は、表 2 及び表 3 を参照し、研究グループにおける当該データの公開の可否と方法を定め、DMP に記載してください。

研究データを公開する際には、まず研究データ管理責任者が表 2 及び表 3 を参照して、データの内容や関連する法令、規則、契約、知的財産、個人情報保護などの観点から公開の可否を判断します。公開する場合は、一般公開や限定公開など適切なアクセスレベルを選択し、DMP にその方針と方法を記載します。また、公開するデータには適切なメタデータを付与する必要があります。

4.2.1 研究データの公開及び非公開のレベル別定義

研究データの公開・非公開のそれぞれに様々な形態が存在します（表 2 を参照）。研究データ管理責任者はこれらを参考に、公開・非公開とそのアクセスレベルを適切に選択してください。

研究データの公開・非公開のアクセスレベルを決定する際には、データの性質や内容、共同研究の有無、契約や法令、個人情報の有無などを総合的に考慮する必要があります。例えば、一般公開は誰でもアクセスできるため、個人情報や機密情報が含まれていない事が前提となります。一方、共同研究者や研究グループ内のみ公開とする場合は、共同研究契約や NDA、研究グループの運用方針などに従う必要があります。また、特定の条件を満たした者のみがアクセスできる限定公開や、研究グルー

プ内の一部のメンバーのみがアクセスできる設定も可能です。これらの選択は、研究データ管理責任者が DMP や関連規程、法令、契約内容を踏まえて適切に判断することが求められます。

表2 研究データの公開及び非公開にレベル別定義

タイプ	アクセスレベル	説明	対象者
公開	一般公開	誰もがアクセスできるデータ	不特定多数
	限定公開	特定の条件を満たしたもののみがアクセスできるデータ	機関内、学協会の会員、ライセンス許諾者、セミナー参加者
非公開	共同研究者以外は非公開	共同研究を行っている研究者(学外を含む)のみアクセスできるデータ	共同研究者、NDA 締結者
	研究グループ以外は非公開	研究グループ内のメンバーのみアクセスできるデータ	研究グループのメンバー
	研究グループ内の特定のメンバー以外は非公開	研究グループ内のメンバーの中でも特定の条件を満たしたもののみがアクセスできるデータ	研究グループのメンバーの一部
	完全非公開	研究データを公開せず、収集または生成した者のみがアクセスできるデータ	作成者

4.2.2 研究データの公開・非公開の決定にあたり考慮する点

研究データ管理責任者は、データの記載内容、諸規範、関係諸法令及び諸規則等の制限（表3を参照）を考慮したうえで、公開可否を決定します。公開する研究データには、適切なメタデータを付与してください。なお、公的資金による研究成果としての研究データの公開では、『公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方』に記載された「メタデータ共通項目」に従った情報の提示を求められることがあります。

研究データを公開する際には、以下のような制限を確認する必要があります。まず、国際的規範や国内外の法令に抵触しないかを確認し、個人情報保護法や分野ごとに情報開示方針も考慮します。所属機関や研究助成機関の規則、共同研究や個人との契約内容、知的財産権（権利取得や商用利用の可能性）も重要な確認事項です。また、研究分野や学会の習慣、出版社の規則や許諾の有無も確認します。これらのいずれかに抵触する場合や契約上公開が制限されている場合は、公開を見送る判断が必要です。公

開する場合は、適切なメタデータを付与することが求められます。特に公的資金による研究成果の場合は、『公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方』に記載されたメタデータ共通項目（例：データのタイトル、作成者、作成年月日、利用条件、保存場所など）に沿った情報を提示する必要があります。

○ 公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方

https://www.mext.go.jp/content/20210608-mxt_jyohoka01-000015787_06.pdf

表3 研究データの公開制限を考慮する点

制限	考慮する点
関連する国際的規範、国内外諸法令による制限	・関連する国際的規範、国内外諸法令に抵触していないか
所属する機関や部署、研究助成機関等の諸規則による制限	・所属する機関や部署、研究助成機関等の諸規則に抵触していないか
研究分野及び研究コミュニティの習慣による制限	・出版社、学会等の規則等に抵触していないか ・出版社、学会等の許諾が必要な場合に許諾を得ていないか
個人情報保護による制限	・個人情報保護法等に抵触していないか ・情報開示に関する分野ごとの方針を確認しているか
共同研究契約及び個人との契約による制限	・学内外の機関や個人と契約している場合、当該の契約により、研究成果の公開手段が制限されていないか
知的財産関係による制限	・特許、実用新案等を出願する又は出願中の場合、権利の取得に影響はないか ・商業的な利用が見込まれるデータに該当しないか

4.2.3 学術リポジトリへの登録

本学構成員には、研究データの登録先として「和歌山大学 学術リポジトリ」（以下、学術リポジトリ）が準備されています。学術リポジトリは、本学構成員による学術論文、学位論文、教材、研究データ等を集載し、それらはインターネット上で無償公開されます。本学構成員は、学術リポジトリへ研究データの登録を希望する場合、「和歌山大学学術リポジトリ運用規程」を参照のうえ、担当者に申請してください。

○ 和歌山大学学術リポジトリ運用規程

https://www.wakayama-u.ac.jp/_files/00479714/373.pdf

4.2.4 適切なデータ公開基盤の選択

本学構成員は、学術リポジトリ以外の情報サービスを利用して研究データを公開することもできます。当該分野における研究者コミュニティでの標準等を鑑みて、適切な方法を選択してください。本学構成員が、汎用リポジトリや分野別リポジトリ用の学術リポジトリ以外の情報サービスを用いる場合は、研究者の権利の保持を考慮してください。研究データの公開にあたって、当該データの利用条件及び免責事項等を明示した文書（ライセンス）を付すことが推奨されます。

4.2.5 デジタル化されていない研究データの公開方法

研究データ管理責任者は、デジタル化されていない研究データを公開する場合、当該データの特徴を考慮し、デジタル化されているデータと同様に適切な公開方法を定めてください。デジタル化されていない研究データは、現物をデジタル化する、あるいは、現物の所在等を示すメタデータを付与する方法等でデジタル化することが推奨されます。

4.3 研究データの利活用

本ガイドラインにおける研究データの利活用とは、公開した研究データからより多くの知的成果等を生みだせるように、研究データの活用マニュアル、来歴や用途の情報を付す等の方法により、データの価値を高めることをいいます。研究データ管理責任者は、研究グループにおいて公開した研究データを利活用に供する方法を定め、DMP に記載してください。

4.3.1 知的財産

本学構成員は、研究データが知的財産に相当する場合は、本学の Web ページを参考に対応してください。

研究データが知的財産に該当する場合、本学構成員は本学の知的財産関連規程等に従って対応する必要があります。具体的には、特許や著作権などの権利化の手続きや、データの公開・利活用に際して知的財産権の保護や権利処理を適切に行うことが求められます。また、研究データの公開や利活用を検討する際には、知的財産権の有無やその範囲を事前に確認し、必要に応じて連携して手続きを進めること

が重要です。詳細については、産学連携イノベーションセンターまたは研究協力課に問い合わせてください。

- 和歌山大学 知的財産

<https://www.wakayama-u.ac.jp/cijr/chizai/>

5. 研究データの管理・公開・利活用に関する問い合わせ先一覧

内容	問い合わせ先
研究データ管理・公開ポリシーに関する事	産学連携イノベーションセンター 研究協力課
研究データ管理・公開・利活用ガイドラインに関する事	
DMP に関する事	
安全保障輸出管理に関する事	
研究インテグリティに関する事	
利益相反に関する事	
知的財産に関する事	
セキュリティポリシーに関する事	学術情報センター／学術情報課
学術リポジトリに関する事	図書館／学術情報課
個人情報に関する事	企画課

6. 参考になる Web ページ

- 科学研究費助成事業データマネジメントプラン（DMP）〔作成上の注意〕

https://www.jsps.go.jp/file/storage/kaken_01_10_datamanagement/dmp_chui.pdf

- 科研費における研究データの管理・利活用について

https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/01_seido/10_datamanagement/

- 公的資金による研究データの管理・利活用に関するメタデータ説明書 第 1.0 版

<https://www8.cao.go.jp/cstp/metadainstructions.pdf>

- 公的資金による研究データの管理・利活用に関する進捗と事例

<https://www8.cao.go.jp/cstp/researchdata2024.pdf>

- 名古屋大学の学術データ管理・公開・利活用

<https://rdm.nagoya-u.ac.jp/>

- 大阪大学オープンサイエンス推進室 研究データ管理・オープンアクセス支援

<https://osoa-portal.osaka-u.ac.jp/>

- 九州大学データ管理支援

<https://rds.dx.kyushu-u.ac.jp/>